

特定地域づくり事業協同組合制度における員外利用規制に関する要望について

令和 5 年 7 月  
中小企業庁経営支援課

1. 事業協同組合について

- (1) 事業協同組合は、中小企業等協同組合法（以下「同法」とする。）に規定される中小企業等協同組合の1つ。
- (2) 中小企業等協同組合法は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者などが、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うための組織について定めることを目的としており（同法第1条）、中小企業等協同組合は、組合員の相互扶助を目的とすること、組合の行う事業によって組合員に直接奉仕することを目的とすること、特定の組合員の利益のみを目的として事業を行ってはならないこと、などが要件とされている（同法第5条）。
- (3) 中小規模事業者の相互扶助という目的・要件を確保するため、事業協同組合の組合員の資格は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者であって、以下を満たす小規模事業者でなければならない（同法第8条第1項）。この基準は中小企業基本法などの中小企業者の定義とほぼ同じである。
- ①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者
  - ②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者
- (4) また、中小規模事業者の相互扶助という目的・要件を確保するため、事業協同組合の事業は、以下のとおり規定されている（同法第9条の2第1項）
- ①生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業
  - ②組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
  - ③組合員の福利厚生に関する事業
  - ④組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
  - ⑤組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
  - ⑥組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
  - ⑦前各号の事業に附帯する事業

- (5) 事業協同組合は、行政庁から設立の認可を受けなければならない(同法第27条の2)。認可をする行政庁は、組合の地区が都道府県を超えない場合は都道府県知事、都道府県を超える場合は組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣(同法施行令第30条)。
- (6) 中小規模事業者の相互扶助という目的を達成できるよう、事業協同組合には独占禁止法の適用除外(同法第7条第1項、独占禁止法第22条)、法人税・事業税の軽減や特例、登録免許税・印紙税・固定資産税の非課税など個々の中小企業並みの金融上・税制上の支援措置が講じられている【参考4～10】。
- (7) 組合員の相互扶助を目的に特別に定められた類似の組合制度として、農業協同組合、消費生活協同組合、生活衛生同業組合などがある。

## 2. 員外利用規制について

- (1) こうした特例措置が中小規模事業者の相互扶助という目的に沿わない形で利用されることを防ぐためにも、事業協同組合は組合員の資格に厳格な要件を求めるとともに、組合の事業を組合員以外の者が利用することも制限。具体的には、組合員以外の者が組合の事業を利用できるのは組合員の利用に支障がない場合に限られ、組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、組合員の利用分量の総額の2割を超えてはならない(同法第9条の2第3項)。
- (2) これらの員外利用規制は他の協同組合制度にも設けられており、農業協同組合(農業協同組合法第10条第17項)、消費生活協同組合(消費生活協同組合法施行規則第9条第1項)、生活衛生同業組合(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第3項)の員外利用規制は同様に2割となっている【参考11～14】。
- (3) なお、組合をめぐる環境の変化を踏まえ、同法には員外利用規制の特例が設けられている。例えば、平成9年には、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合においては、期間を定めて行政庁の認可を受けた場合に限り200/100まで員外利用が認められている(同法第9条の2の3第1項)。

## 3. 今回の要望について

- (1) 今回の要望に係る特定地域づくり事業協同組合は、同法により設立された事業協同組合が行う特定地域づくり事業が一定の要件を満たすと都道府県知事に認定されれば、①一般的には許可制となっている労働者派遣事業(無期雇用職員に限る。)を届出で実施できる(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第1項)、②組合員への直接奉仕でないため一般的な事業協同組合の事業の範囲外と

なる、地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を実施できる（同法第10条第2項）、③組合運営費について財政支援を受けられる（同法第16条）、といった措置が講じられる。なお、登記された事業協同組合約2万8千のうち、この認定を受けた特定地域づくり事業協同組合は89件。

(2) 今回の要望は、特定地域づくり事業に関して員外利用規制の緩和を求めるもの。中小企業等協同組合法の員外利用規制（同法第9条の2第3項）は約2万8千の事業協同組合に適用されるものであり、これを見直す法律改正は、特定地域づくり事業協同組合以外の事業協同組合一般への影響、特に事業協同組合に特に設けられている独占禁止法適用除外や税の減免措置の利用の在り方への影響、さらに農業協同組合など他の類似の組合制度との関係を踏まえ、慎重に検討すべきと考える。

### 【参考1：中小企業等協同組合法（抜粋）】

（法律の目的）

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（基準及び原則）

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。

二～四 （略）

2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 （略）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

- ロ 常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者
  - 二 事業協同小組合
  - 三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会
- 2 事業協同組合又は信用協同組合であつて、前項第一号イ又はロに掲げる者以外の事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十二条第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。
- 3 前項に掲げる組合は、第一項第一号イ又はロに掲げる者以外の事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員が同号イ又はロに掲げる者でなくなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

(組合員の資格等)

第八条 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合で定款で定めるものとする。

2～7 (略)

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業
- 二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- 三 組合員の福利厚生に関する事業
- 四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- 五 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
- 六 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 七 前各号の事業に附帯する事業

2 (略)

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、次の各号に掲げる事業については、当該各号に定める期間に限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合

が当該各号ごとに百分の百を超えない範囲内において政令で定める割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができる。

一 事業協同組合又は事業協同小組合の作成する計画に基づき工場又は事業場（以下「工場等」という。）を集団して設置する組合員の利用に供する当該事業協同組合又は事業協同小組合の事業をその工場等の設置に相当の期間を要する一部の組合員がその間に利用することが困難であるため、当該事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業当該計画に基づく工場等の設置が完了した日のうち最も早いものを含む事業年度終了の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める期間

二 組合員が脱退したため、当該組合員の利用に係る事業協同組合又は事業協同小組合の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業 当該組合員が脱退した日を含む事業年度終了の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める期間

5 第三項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。

6～15 （略）

（組合員以外の者の事業の利用の特例）

第九条の二三 事業協同組合及び事業協同小組合は、その所有する施設を用いて行っている事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、第九条の二第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて行政庁の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

2 （略）

（設立の認可）

第二十七条の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2～6 （略）

### 【参考2：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抜粋）】

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不

公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

### 【参考3：中小企業等協同組合法施行令（抜粋）】

（都道府県が処理する事務）

第三十条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百五条の四第一項から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条の二（第三項を除く。）並びに第百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が財務大臣の所管に属するものであつてその行う事業として定款に定められる事業に財務大臣の所管に属する事業及び財務大臣の所管に属する事業と密接に関連する事業を含まないもの（その地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する財務大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する厚生労働大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2 (略)

#### 【参考4：事業協同組合に講じられる金融上・税制上の支援措置】

##### ○金融上の支援措置

###### ①商工中金の融資

融資対象：商工中金の株主である中小企業組合とその組合員等

貸付資金：組合事業のための設備資金及び運転資金

組合が組合員に対して行う貸付事業のための資金

組合員の事業のための資金 など

貸付期間：設備資金15年以内、運転資金10年以内

###### ②高度化事業（高度化資金の融資）

融資対象：組合等

貸付資金：主として組合等の共同施設の設置に必要な設備資金

償還期限：設備資金については20年以内

貸付割合：原則として貸付対象事業費の80%まで

貸付利率：0.6%

###### ③信用保証協会の保証

保証対象：中小企業、中小企業組合

保証対象資金：事業経営に必要な資金（運転資金および設備資金）

保証限度額：2億8,000万円（組合4億8,000万円）

##### ○税制上の特別措置

###### ①法人税

- ・税率の軽減（法人税法第66条）
- ・加入金の益金不算入（法人税法第22条）
- ・事業利用分量配当の損金算入（法人税法第60条の2）
- ・賦課金の仮受金経理（法人税基本通達14-2-9）
- ・法人税の中間申告書の提出不要（法人税法第71条）
- ・受取配当等の益金不算入（租税特別措置法第67条の8）

###### ②登録免許税の非課税（組合設立、代表理事変更等）（登録免許税法別表第1-24号）

###### ③印紙税の非課税（定款、組合・組合員間の受取書等）（印紙税法別表第1-6）

###### ④事業税の税率軽減（地方税法第72条の24の7）

###### ⑤固定資産税の非課税（事務所・倉庫）（地方税法第348条）

## 【参考5：法人税法（抜粋）】

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人（通算法人を除く。）若しくは一般社団法人等のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。

4～12 （略）

第二十二条 （略）

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3～5 （略）

（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）

第六十条の二 協同組合等が各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨を決議する次に掲げる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額

二 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

（中間申告）

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものにあつては、通算子法人に限る。次条及び第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）

は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたもの以外のもの）の設立後最初の事業年度、公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人に該当することとなつた場合のその該当する



こととなつた日の属する事業年度及び当該普通法人が通算子法人である場合において第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該普通法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。第七十二条第一項において同じ。）が六月を超える場合（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該事業年度（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度）開始の日以後六月を経過した日（以下この条において「六月経過日」という。）から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該普通法人と通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告）に掲げる金額（第六十九条第十九項（外国税額の控除）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

二 （略）

2～5 （略）

#### 【参考6：法人税基本通達（抜粋）】

14-2-9 協同組合等が、組合員に対し教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合において、その賦課の目的となつた事業の全部又は一部が翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下14-2-9において同じ。）に繰り越されたため当該賦課金につき剰余が生じたときにおいても、その剰余の額の全部又は一部をその目的に従つて翌事業年度中に支出することが確実であるため、その支出することが確実であると認められる部分の金額を当該事業年度において仮受金等として経理したときは、これを認める。

#### 【参考7：租税特別措置法（抜粋）】

（協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第六十七条の八 協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等（農林中央金庫その他の協同組合等であつてその会員又は組合員が法人税法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。）に対する出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。）につき支払を受ける配当等の額（法

人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額をいう。)がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同条第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する関連法人株式等、完全子法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しないものとする。

2 (略)

**【参考 8 : 登録免許税法 (抜粋)】**

別表第 1 - 2 4

二十四 会社又は外国会社の商業登記(保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定によつてする一般社団法人(公益社団法人を除く。以下この号において同じ。)及び一般財団法人(公益財団法人を除く。以下この号において同じ。)の登記を含む。)

**【参考 9 : 印紙税法 (抜粋)】**

別表第 1 - 6

一～五 (略)				
六	定款	1 定款は、会社(相互会社を含む。)の設立のときに作成される定款の原本に限るものとする。	一通につき 四万円	1 株式会社又は相互会社の定款のうち、公証人法第六十二条ノ三第三項(定款の認証手続)の規定により公証人の保存するもの以外のもの
七～二十 (略)				

**【参考 10 : 地方税法 (抜粋)】**

(法人の事業税の標準税率等)

第七十二条の二十四の七 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
  - イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
  - ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
  - ハ 各事業年度の所得に百分の一の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
- 二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該

区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の五・三
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の七

2～10 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業保険法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和三十四年法律第百八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十三項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業

団体連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5～10 (略)

【参考11：農業協同組合法（抜粋）】

第十条 (略)

2～16 (略)

17 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における当該各号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで、第七項、第八項及び第二十四項の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における当該各号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分之一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

18～25 (略)

【参考12：消費生活協同組合法（抜粋）】

(事業の種類)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業
- 二 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業（第六号及び第七号の事業を除く。）
- 三 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 四 組合員の生活の共済を図る事業
- 五 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 六 組合員に対する医療に関する事業
- 七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの
- 八 前各号の事業に附帯する事業

2～4 (略)

(事業の利用)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員

以外の者にその事業（第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとの利用分量の総額（前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。）の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとの利用分量の総額に対する割合は、同項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

- 一 職域による組合が、当該職域に係る者であつて厚生労働省令で定めるものに第十条第一項第一号の事業を利用させる場合
- 二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適当と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を得た場合

5・6 (略)

#### 【参考 1 3：消費生活協同組合法施行規則（抜粋）】

(利用分量割合)

第九条 法第十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 法第十条第一項第一号の事業 百分の二十
- 二 法第十条第一項第六号の事業 百分の百
- 三 法第十条第一項第七号の事業 百分の百

2 (略)

#### 【参考 1 4：生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抜粋）】

(事業)

第八条 (略)

2 (略)

3 組合は、組合員の利用に支障がない限り、組合員以外の者に第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

4 (略)

【参考15：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律  
(抜粋)】

第十条 特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行う。

2 特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業のほか、中小企業等協同組合法第九条の二第一項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができる。

(財政上の措置等)

第十六条 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(労働者派遣法の特例)

第十八条 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣法第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第十条第一項の事業として、その雇用する職員（期間を定めないで雇用する職員に限る。）のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業（以下この条及び次条において「労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

2 (略)